

ニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ（A型）乾燥混合不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）

1 定義

ニューカッスル病ウイルスを発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液及びヘモフィルス・パラガリナルム A 型菌の培養菌液をそれぞれ不活化したものを混合し、凍結乾燥したもので、使用時に溶解用アルミニウムゲルアジュバント液で溶解するワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 ニューカッスル病ウイルス株

2.1.1.1 名称

ニューカッスル病ウイルス石井株又はこれと同等と認められた株

2.1.1.2 性状

10 日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に注射すると増殖し、その尿膜腔液には鶏赤血球凝集性を認める。

2.1.1.3 継代及び保存

原株及び種ウイルスは、生ワクチン製造用材料の規格 1.1 の発育鶏卵で継代する。

継代は、原株では 3 代以内、種ウイルスでは 2 代以内でなければならない。

原株及び種ウイルスは、凍結して - 70 以下又は凍結乾燥して 5 以下で保存する。

2.1.2 ヘモフィルス・パラガリナルム A 型菌株

2.1.2.1 名称

ヘモフィルス・パラガリナルム A 型菌 No.221 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2.2 性状

鶏及び発育鶏卵に対して病原性を示す。牛、馬、羊、鶏及びモルモットの赤血球を凝集する。

2.1.2.3 継代及び保存

原株及び種菌は、生ワクチン製造用材料の規格 1.1 の 5 ~ 7 日齢の発育鶏卵又は継代用培地（付記 1）により継代する。

継代は、原株では 3 代以内、種菌では 5 代以内でなければならない。

原株及び種菌は、凍結して - 70 以下又は凍結乾燥して 5 以下で保存する。

2.2 製造用材料

2.2.1 ニューカッスル病ウイルス

2.2.1.1 発育鶏卵

8 ~ 14 日齢のものを用いる。

2.2.2 ヘモフィルス・パラガリナルム A 型菌

2.2.2.1 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 の 5 ~ 7 日齢の発育鶏卵を用いる。

2.2.2.2 培地

製造に相当と認められた培地を用いる。

2.3 原液

2.3.1 ニューカッスル病ウイルス原液

2.3.1.1 発育鶏卵の培養

1 回に処理する発育鶏卵を個体別発育鶏卵とみなす。

個体別発育鶏卵について、3.1 の試験を行う。

2.3.1.2 ウイルスの培養

種ウイルスを発育鶏卵で培養し、感染増殖させた尿膜腔液、鶏胚乳剤又は尿膜腔液及び鶏胚乳剤

の混合したもののろ液、遠心上清又はこれを濃縮したものをウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.2 の試験を行う。

2.3.1.3 不活化

ウイルス浮遊液を適当と認められた方法により不活化し、不活化ウイルス浮遊液とする。

不活化ウイルス浮遊液について、3.4 の試験を行う。

2.3.1.4 濃度調整

不活化ウイルス浮遊液の濃度を調整し、原液とする。

原液について、3.6 の試験を行う。

2.3.2 ヘモフィルス・パラガリナルム A 型菌原液

2.3.2.1 培養

発育鶏卵の卵黄嚢又は培地で培養した種菌を製造用培地に接種し、培養したものを培養菌液とする。ただし、卵黄の採取は、種菌接種後 30 時間以内に鶏胚が死亡したものに限られる。

培養菌液について、3.3 の試験を行う。

2.3.2.2 不活化

培養菌液又はこれを遠心して得た菌をリン酸緩衝食塩液に浮遊させたものにホルマリンを添加し、又は適当と認められた方法により不活化したものを不活化菌液とする。

不活化菌液について、3.4 の試験を行う。

2.3.2.3 濃度調整

不活化菌液の濃度を調整し、原液とする。

原液について、3.6 の試験を行う。

2.4 最終バルク

ニューカッスル病ウイルス原液及びヘモフィルス・パラガリナルム A 型菌原液を混合し、適当と認められた希釈液及び安定剤を加えて調製し、最終バルクとする。この場合、適当と認められた保存剤を添加することができる。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注して凍結乾燥し、小分製品とする。

小分製品について、3.7 の試験を行う。

3 試験法

3.1 発育鶏卵の試験

個体別発育鶏卵の 1% 以上又は 30 個以上を対照発育鶏卵とし、これについて次の試験を行う。

3.1.1 培養観察

対照発育鶏卵を、ウイルスを接種することなく、ウイルス培養と同じ条件で培養し、観察するとき、鶏胚に異常を認めてはならない。

3.1.2 鶏赤血球凝集試験

3.1.1 の試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol% 鶏赤血球浮遊液を等量加え、60 分間静置し、観察するとき、赤血球凝集を認めてはならない。

3.2 ウイルス浮遊液の試験

3.2.1 ウイルス含有量試験

3.2.1.1 試験材料

3.2.1.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.2.1.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 の 9 ~ 11 日齢の発育鶏卵を用いる。

3.2.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつをそれぞれ 5 個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37℃ で 5 日間培養し、観

察する。試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol% 鶏赤血球浮遊液を用いて赤血球凝集試験を行う。

3.2.1.3 判定

尿膜腔液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、EID₅₀ を算出する。

ただし、24 時間以内に死亡したものは除外する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{8.0}EID₅₀ 以上でなければならない。

3.3 培養菌液の試験

3.3.1 夾雑菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2 生菌数試験

3.5.2 の総菌数試験を実施するものについては、この試験を行わなくてもよい。

3.3.2.1 試験材料

3.3.2.1.1 試料

検体を普通ブイヨンで 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.3.2.1.2 培地

継代用培地を用いる。

3.3.2.2 試験方法

各試料 0.1mL ずつをそれぞれ 2 枚以上の継代用培地に接種して培地表面に拡散させ、37 5 vol % 炭酸ガス下で 48 時間培養後、集落数を数える。

3.3.2.3 判定

各段階の希釈液ごとの集落数から生菌数を算出する。

検体の生菌数は、1 mL 中 10⁸ 個以上でなければならない。

3.4 不活化ウイルス浮遊液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 不活化試験

3.4.2.1 試験材料

3.4.2.1.1 注射材料

検体を注射材料とする。

3.4.2.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 の 9 ~ 11 日齢の発育鶏卵を用いる。

3.4.2.2 試験方法

注射材料 0.1mL ずつを 10 個の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、5 日間培養した後、尿膜腔液を採取し、更に 1 代継代し、5 日間培養し、観察する。試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol% 鶏赤血球浮遊液を用いて赤血球凝集試験を行う。

3.4.2.3 判定

鶏胚は、正常に発育しなければならず、尿膜腔液に赤血球凝集性を認めてはならない。

3.5 不活化菌液の試験

3.5.1 不活化試験

3.5.1.1 試験材料

3.5.1.1.1 接種材料

検体を接種材料とする。

3.5.1.1.2 培地

継代用培地又は適当と認められた培地を用いる。

3.5.1.2 試験方法

接種材料 0.1mL ずつを 2 枚以上の継代用培地に接種して培地表面に拡散させ、37 5 vol% 炭酸

ガス下で 48 時間培養後、集落の有無を観察する。

3.5.1.3 判定

接種材料を接種したすべての培地上にヘモフィルス・パラガリナルム A 型菌の集落を認めてはならない。

3.5.2 総菌数試験

3.3.2 の生菌数試験を実施するものについては、この試験を行わなくてもよい。

3.5.2.1 試験材料

3.5.2.1.1 試料

検体又は検体をリン酸緩衝食塩液で適度に希釈したものを試料とする。

3.5.2.2 試験方法

試料の濁度を、分光光度計で測定する。

標準検量線、濁度の測定値及び検体の希釈度から総菌数を算出する。

3.5.2.3 判定

検体中の総菌数は、1 mL 中 10^8 個以上でなければならない。

3.6 原液の試験

3.6.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.7 小分製品の試験

3.7.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。溶解したものは、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならない。異物又は異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.7.2 pH 測定試験

一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、pH は、固有の値を示さなければならない。

3.7.3 真空度試験

一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.7.4 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.7.5 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.7.6 チメロサル定量試験

チメロサル添加製剤については、一般試験法のチメロサル定量法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.7.7 ホルマリン定量試験

ホルマリン添加製剤については、一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの含有量は、0.2vol% 以下でなければならない。

3.7.8 安全試験

3.7.8.1 試験材料

3.7.8.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.7.8.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の 4 ~ 5 週齢の鶏を用いる。

3.7.8.2 試験方法

試験動物 10 羽を試験群、3 羽を対照群とする。

注射材料 1 羽分ずつを試験群の筋肉内に注射し、対照群とともに 3 週間観察し、試験最終日に注射部位を剖検する。

3.7.8.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき注射部位に著しい異常を認めてはならない。

3.7.9 力価試験

3.7.9.1 ニューカッスル病力価試験

3.7.9.1.1 試験材料

3.7.9.1.1.1 試験動物

3.7.8 の試験に用いた動物を用いる。

3.7.9.1.1.2 赤血球凝集抗原

「ニューカッスル病診断用赤血球凝集抗原」を用いる。

3.7.9.1.2 試験方法

3.7.8 の試験の 2 週目に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制試験を行う。

3.7.9.1.3 判定

赤血球の凝集が抑制された血清の最高希釈倍数を赤血球凝集抑制抗体価（以下「HI 抗体価」という。）とする。

試験群の 80 % 以上が HI 抗体価 10 倍以上でなければならない。この場合、対照群のすべてが HI 抗体価 2 倍未満でなければならない。ただし、特に承認されたものは、その抗体価とする

3.7.9.2 鶏伝染性コリザ（A 型）力価試験

3.7.9.2.1 試験材料

3.7.9.2.1.1 試験動物

3.7.8 の試験に用いた動物を用いる。

3.7.9.2.1.2 赤血球凝集抗原

「鶏伝染性コリザ（A 型）診断用赤血球凝集抗原」を用いる。

3.7.9.2.2 試験方法

3.7.8 の試験終了日に試験動物から得られた各個体の血清について、鶏伝染性コリザ（A 型）赤血球凝集抑制試験を行う。

3.7.9.2.3 判定

HI 抗体価 5 倍以上を陽性とする。

試験群の 70 % 以上が陽性でなければならない。この場合、対照群は、すべて陰性でなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、1 年間とする。ただし、特に承認されたものは、その期間とする。

付記 1 継代用培地

1,000mL 中

ペプトン 1 g

塩化ナトリウム 5 g

寒天 15 g

鶏肉水 残 量

pH を 7.0 ~ 7.4 に調整し、121 で 15 分間高圧滅菌する。

約 50 に冷却後、鶏の非働化血清を 3 ~ 5 vol% となるように加える。

なお、適当と認められた V 因子を加えてもよい。